

高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県商店街振興組合指導事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 補助金は、高知県商店街振興組合連合会（以下「補助事業者」という。）が行う次条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、中小小売商業の振興並びに中心市街地等の商店街及び商業集積の活性化の促進に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象事業等)

第3条 補助金は、補助事業者が実施する商店街振興組合の設立、運営等に関する指導及び商店街活性化のための各種研修、調査事業等に必要経費であって、別表に定めるもののうち、知事が必要かつ、適当であると認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第4条の2 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、次条第1項ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（補助金の交付の決定及び通知）

第5条 知事は、第4条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、第4条第2項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当であると認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の変更の申請)

- 第6条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を行った補助事業の内容のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 補助事業の内容の変更については、補助金の交付の目的の達成に支障を来たすことがなく、かつ、補助事業の能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合
- (2) 補助事業の経費の配分の変更については、補助事業の各項目相互間で、20パーセント以内の経費の配分の変更である場合
- 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第7条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに、別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業を実施する年度の9月30日現在における補助事業の遂行の状況について、別記第5号様式による遂行状況報告書を当該年度の10月20日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日から起算して25日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月5日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、補助金の交付決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 知事は、第7条の規定による承認をしたときは、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第5条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。

(3) 補助事業の目的を達成し得ないことが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

3 知事は、前2項の規定に基づく取消し又は変更を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、第11条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要がある

と認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(帳簿書類の備付け)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該帳簿書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成15年6月10日から施行し、平成15年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第4条の2第4号から第6号まで、第10条第3項、第11条第2項、第12条第2項及び第3項、第14条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成16年6月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成17年7月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 5 月 27 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 5 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>(1) 支援事業 商店街振興組合の維持・発展を目的とした活動</p> <p>(2) 商店街等活性化調査・研究事業 商店街等の活性化の指標となる通行量調査等</p> <p>(3) 人材育成支援事業 全国団体が主催する研修会等への参加や、組合員に対する商店街の活性化に資するセミナーの開催等</p> <p>(4) 商業担い手まちづくり推進事業 次代を担う若手商業者の育成に係る研修会の開催等</p> <p>(5) 中小商業経営革新支援事業 商店街振興組合等が新たに取り組む、活性化に向けた取組等</p> <p>(6) デジタルデータ活用支援事業 商店街及び個店におけるデジタルデータ活用のための勉強会や先進地視察の取組等</p>	<p>謝金、旅費、通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、テキスト等資料購入費並びに商店街等活性化調査・研究事業に必要な業務を委託する経費</p> <p>※旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）及び職員の旅費に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第1号）の規定に準じて支給するものとする。</p>	<p>10分の10以内</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事

住所
申請者 名称
代表者名
生年月日

高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付申請書

下記のとおり商店街振興組合指導事業を実施したいので、高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の内容 (別紙1のとおり)
- 2 補助事業に要する経費 金 円
- 3 補助対象経費 金 円
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日
- 6 収支予算 (別紙2のとおり)

注1 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合は、次の算式を明記し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除額} = \text{補助金額}$$

注2 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの）を添付してください。

注3 県に対する税外未収金債務の滞納に係る誓約書兼同意書（別紙3）を添えてください。

別紙 1

商店街振興組合指導事業費補助事業計画書

事 業	計画内容
(1) 支援事業	
(2) 商店街等活性化調査・研究事業	
(3) 人材育成支援事業	
(4) 商業担い手まちづくり推進事業	
(5) 中小商業経営革新支援事業	
(6) デジタルデータ活用支援事業	

(注) 各事業の計画を「計画内容」欄に記入してください。

別紙2

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
(1)支援事業		
(2)商店街等活性化 調査・研究事業		
(3)人材育成支援事業		
(4)商業担い手 まちづくり推進事業		
(5)中小商業経営革新 支援事業		
(6)デジタルデータ 活用支援事業		
計		

誓約書兼同意書

私は、高知県商店街振興組合指導事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
職名・代表者名（自署）

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事

住 所
申請者 名 称
代表者名
生年月日

高知県商店街振興組合指導事業費補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました
補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、高知県商店街振興組合指
導事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変 更 前	変 更 後

(2) 変更収支予算書（別紙のとおり）

3 計画変更が補助事業に及ぼす影響

別紙

変更収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額		備 考
	変 更 前	変 更 後	
県補助金			
自己資金			
計			

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額		備 考
	変 更 前	変 更 後	
(1) 支援事業			
(2) 商店街等活性化調査・研究事業			
(3) 人材育成支援事業			
(4) 商業担い手まちづくり推進事業			
(5) 中小商業経営革新支援事業			
(6) デジタルデータ活用支援事業			
計			

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事

住所
申請者 名称
代表者名

高知県商店街振興組合指導事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の日）

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事

住所
申請者 名称
代表者名

高知県商店街振興組合指導事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業について、下記のとおり事故が発生しましたので、高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 これまでに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添えてください。

第5号様式（第9条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事

住所
申請者 名称
代表者名

高知県商店街振興組合指導事業費補助金に係る補助事業の遂行状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました
補助事業について、その遂行状況を高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱第9
条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

遂行状況報告書

商店街振興組合指導事業

事業	実施内容
(1) 支援事業	
(2) 商店街等活性化調査・研究事業	
(3) 人材育成支援事業	
(4) 商業担い手まちづくり推進事業	
(5) 中小商業経営革新支援事業	
(6) デジタルデータ活用支援事業	

(注) 別記第1号様式による補助金交付申請書の別紙1「商店街振興組合指導事業費補助事業計画書」に準じて記入してください。

第 6 号様式（第 10 条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事

住所
申請者 名称
代表者名

高知県商店街振興組合指導事業費補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を完了（廃止）しましたので、高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の実績 (別紙 1 のとおり)
- 2 補助事業の収支実績 (別紙 2 のとおり)
- 3 補助事業の完了（廃止）年月日 令和 年 月 日

別紙 1

商店街振興組合指導事業費補助金事業実績書

団体名

事 業	実施内容
(1) 支援事業	
(2) 商店街等活性化調査・研究事業	
(3) 人材育成支援事業	
(4) 商業担い手まちづくり推進事業	
(5) 中小商業経営革新支援事業	
(6) デジタルデータ活用支援事業	

別紙2

収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	決 算 額	備 考
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	決 算 額	備 考
(1) 支援事業		
(2) 商店街等活性化 調査・研究事業		
(3) 人材育成支援事業		
(4) 商業担い手まちづ くり推進事業		
(5) 中小商業経営革新 支援事業		
(6) デジタルデータ 活用支援事業		
計		

第7号様式（第10条関係）

令和 第 年 月 日

高知県知事

住所
申請者 名称
代表者名

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

このことについて、高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1 補助金額 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | |

第 8 号様式（第 13 条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事

住所
申請者 名称
代表者名

高知県商店街振興組合指導事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業について、高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

	金	円
1 交付決定額		円
2 概算払受領済額		円
3 今回請求額		円
4 残額		円